

2024年度

— 総務省 —

地域情報通信振興 関連施策集



※迷惑メール対策のためメールアドレスの「@」を「*」と表示しております。送信の際は、「@」に変更してください。



総務省

はじめに

全国どこでも誰もが便利 で快適に暮らせる社会 の実現を目指して

総務省では、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指して、ICT・デジタル技術を活用し、地域の課題を解決するための様々な支援・取組を行っています。

本書の目的

地方公共団体や地域の企業等において、地域の課題解決を図る取組等の検討にご活用いただくことを目的としています。

内 容

施策毎に目的や概要、実施内容、予算額、問合せ先をまとめております。

使 い 方

読者の皆さまが関心のある施策をご覧ください。

各施策の活用方法や手続をより深く知りたい場合には、それぞれのページに記載されているQRコードによりホームページをご覧ください。また、ご不明点については、各担当部署にご連絡ください。

総務省公式サイト
地域社会D X のトビラ
(I C T 地域活性化ポータル)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/index.html





目次

I 地域活性化に向けた支援

地域デジタル基盤活用推進事業	1
5G導入促進税制	2
地域課題解決のためのスマートシティ推進事業	3
地域情報化アドバイザー派遣制度	4
DXアドバイザー（経営・財務マネジメント強化事業－「地方公共団体のDX」分野）	5
テレワーク普及展開推進事業	6
郵便局等の公的地域基盤連携推進事業	7
放送コンテンツによる地域情報発信力強化	8

II 無線システムの普及支援

携帯電話等エリア整備事業	9
高度無線環境整備推進事業	10
電波遮へい対策事業	11
民放ラジオ難聴解消支援事業	12
地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業	13
放送ネットワーク整備支援事業	14
ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業	15

2024年度 地域情報通信振興関連施策集

Ⅲ その他支援

デジタル活用支援推進事業	16
公共インフラとしての電話リレーサービスの普及促進	17
デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発	18
公的機関のウェブアクセシビリティ対応の促進	19
スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業	20
実践的サイバー防御演習（CYDER）	21
地域セキュリティコミュニティの支援	22
沖縄の情報通信振興	23

Ⅳ 他省庁の関連施策

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPE1）	24
農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）	25

Ⅴ 地方財政措置

地域社会のデジタル化に関連する地方財政措置	26～29
-----------------------	-------

I 地域活性化に向けた支援

—地域のデジタル変革を総合的に支援します—

地域デジタル基盤活用推進事業

▶ 施策の目的・概要

デジタル行財政改革にかかる地方公共団体などの取組を加速させるため、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図りたい地方公共団体や企業・団体等の皆様の取組を総合的に支援する事業です。

▶ 施策の対象

地方公共団体や企業・団体等

▶ 予算額

令和5年度補正予算 4,750 百万円

令和6年度当初予算 199 百万円

▶ 施策の内容

①計画策定支援・推進体制構築支援：導入計画策定、推進体制構築の支援

- ・計画策定支援：デジタル実装のための地域課題の整理、導入・運用計画の策定等の支援
- ・推進体制構築支援：都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築支援

②実証事業：新しいソリューションの実用化支援

- (1)新しい通信技術（ローカル5G、Wi-Fi HaLow、Wi-Fi 6E/7 など）を活用した、先進的ソリューション実証
- (2)安全な自動運転のために必要な通信の信頼性確保等の検証

③補助事業：地域の通信インフラの整備補助

- ・通信インフラ（ローカル5G、Wi-Fi、LPWA など）の整備を伴う、デジタル技術による地域課題解決の取組の支援

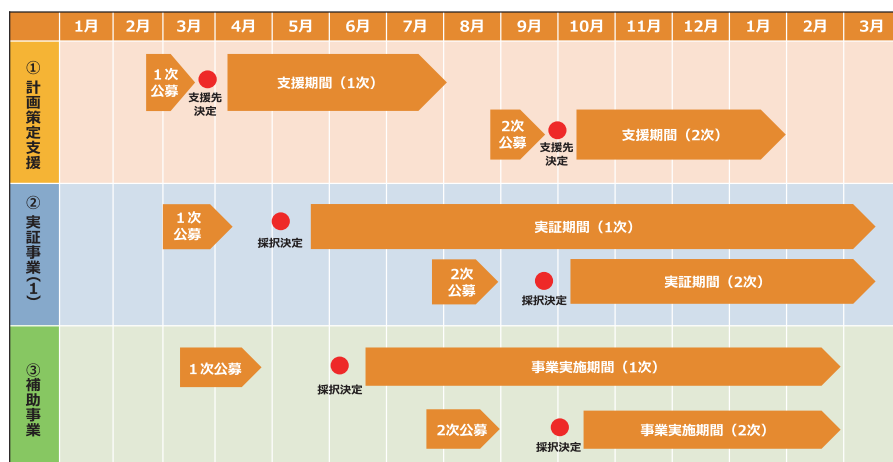
【補助率】

1/2

【地方財政措置】

過疎対策事業債、辺地対策事業債、公共事業等債、一般補助施設整備等事業債

令和6年度スケジュール



※募集状況によっては、2次公募を実施しない場合、3次公募を実施する可能性もあります。

▶ 参考 URL、QR コード

< 地域デジタル基盤活用推進事業 >

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html



▶ 問い合わせ先

総務省情報流通行政局地域通信振興課
03-5253-5758

I 地域活性化に向けた支援

ーローカル5Gの導入時に利用できる税制優遇です！ー

5G 導入促進税制

▶ 施策の目的・概要

本税制は、Society5.0の実現、様々な社会課題の解決、国際競争力の強化を目指して、ローカル5Gを含む5Gの導入を促進するための制度です。ローカル5G導入計画の認定を受け、新たに5G設備を導入した場合、税制優遇を受けることができます。

▶ 施策の対象

ローカル5Gの導入事業者

▶ 予算額

—

▶ 施策の内容

【税制優遇適用までのステップ】

①ローカル5G導入計画の認定

設備導入前に、(1)安全性・信頼性、(2)供給安定性、(3)オープン性の3点を満たすローカル5G導入計画の認定を受けます(対象機器は、国による認定を事前に受けたベンダーの機器に限ります)。

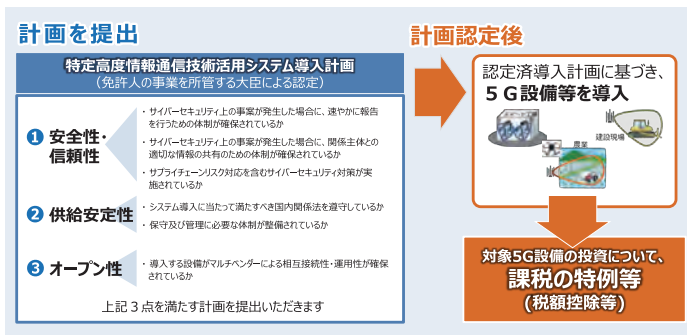
②税制優遇等

ローカル5Gの免許を取得し、①で認定された計画に基づき導入した設備について、税務申告を行うことで税制優遇を受けることができます。

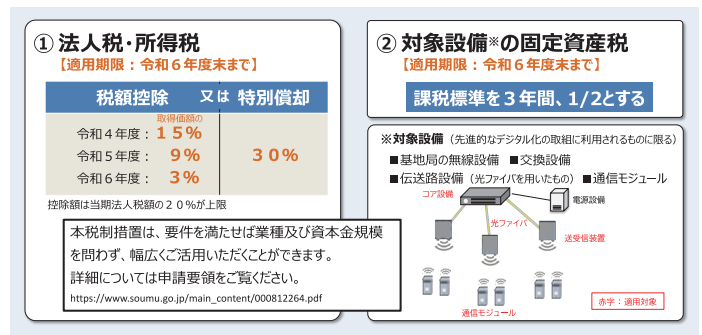
※ローカル5Gは、地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムです。

実施イメージ

①ローカル5G導入計画の認定



②税制優遇等



▶ 参考 URL、QR コード

<総務省 地域社会 DX のトビラ 支援メニュー
1. 地域活性化に向けた支援 5G導入促進税制>
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/support/index.html



<申請要領>
https://www.soumu.go.jp/main_content/000812264.pdf



▶ 問い合わせ先

総務省 情報流通行政局
デジタル経済推進室
03-5253-5757 (直通)

I 地域活性化に向けた支援

— ICT やデータを活用したまちづくりを支援しています！ —

地域課題解決のためのスマートシティ推進事業

▶ 施策の目的・概要

地域が抱える様々な課題（防災、セキュリティ・見守り、買物支援など）をデジタル技術やデータの活用によって解決し、地域活性化につなげるため、地方公共団体等による「データ連携基盤」の整備・改修や、それにつながる各種サービスの実装等にかかる経費の一部を補助します。

▶ 施策の対象

地方公共団体や民間事業者等

▶ 予算額

令和6年度当初 一般会計 299 百万円

▶ 施策の内容

この補助事業では、都市に関わる様々なデータを集約し、複合的な地域課題解決につなげるスマートシティの実現を支援します。

分野ごとにバラバラではなく、各種スマートシティサービスの基盤となる都市 OS（データ連携基盤）を活用してサービスを構築することで、分野間・地域間のデータ連携やワンストップ化によりサービスの質を向上させ、より効果的なソリューションを提供するとともに、基本機能の共通化により、開発・運用コストの低減を図ります。

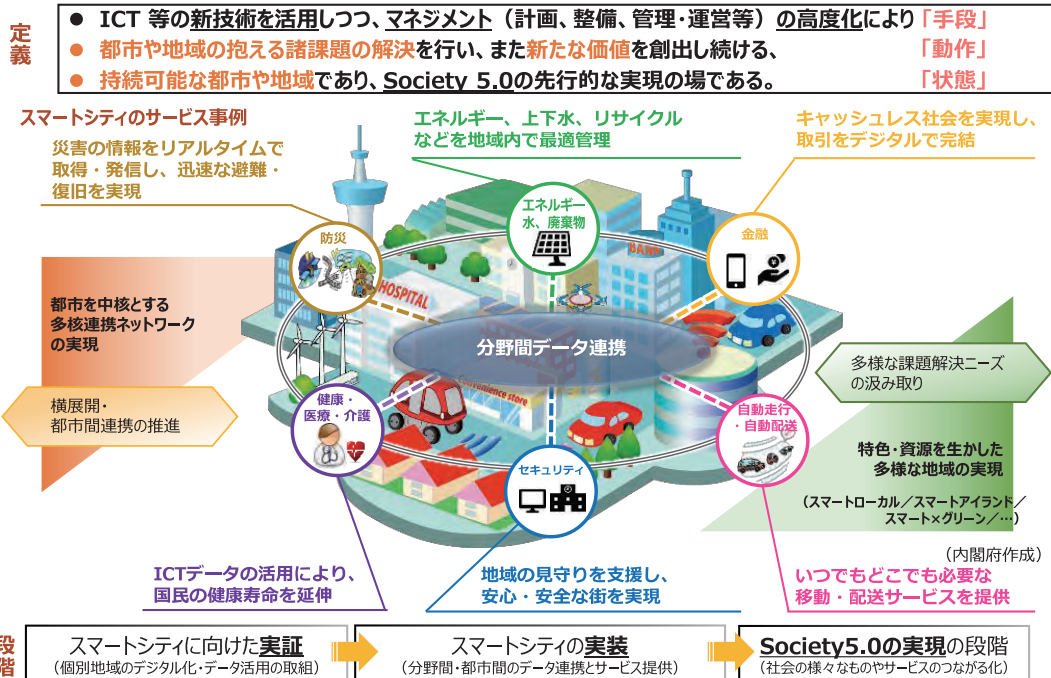
【補助率】

1/2（上限なし）

【補助対象経費】

デジタル技術を活用したサービス・アセットの導入、都市 OS の導入（整備・改修）等

イメージ図



▶ 参考 URL、QR コード

＜ 都市 OS を活用したスマートシティの取組事例 ＞
<https://www.mlit.go.jp/scpf/efforts/index.html#efforts03>



▶ 問い合わせ先

情報流通行政局地域通信振興課
03-5253-5756

I 地域活性化に向けた支援

—地域における ICT 利活用のお悩みに！—

地域情報化アドバイザー派遣制度

▶ 施策の目的・概要

地域が抱える様々な課題を解決するため、ICT を利活用した取組を検討する地方公共団体、NPO 法人、大学、商工会議所等*からの求めに応じ、ICT の知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT 利活用に関する助言等を行います。

*地方公共団体以外の団体が申請する場合は、総務省総合通信局等または地方公共団体からの推薦が必要です。

▶ 施策の対象

地方公共団体等

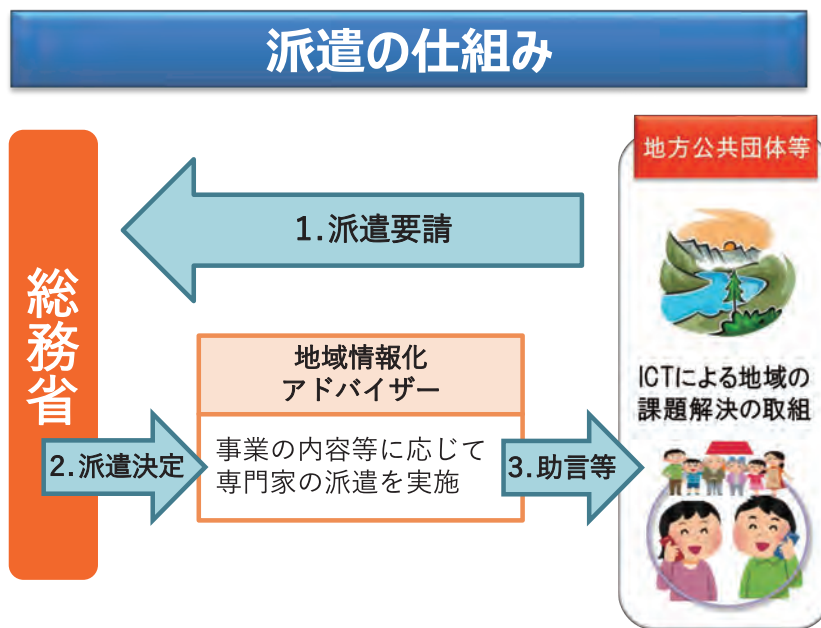
▶ 予算額

令和6年度当初予算 104 百万円の内数

▶ 施策の内容

情報通信技術（ICT）やデータ活用を通じた地域課題解決に精通した専門家に「地域情報化アドバイザー」を委嘱し、地方公共団体等からの求めに応じて派遣することで、幅広く ICT 利活用に関する助言等を行う事業を平成 19 年度から実施しています。専門家の旅費・謝金に係る申請者のご負担ゼロで、1 回の派遣申請につき最大 3 日まで派遣できます（オンライン会議による支援のみの場合は日数問わず合計 10 時間まで）。

派遣の仕組み



【主な支援可能分野】

地域の情報化に関する幅広い専門分野（スマートシティ、テレワーク、人材（DX 推進のための機運醸成）、自治体システムの標準化・共通化、行政手続オンライン化等）
※詳細は、以下の参考 URL、QR コードをご参照ください。

▶ 参考 URL、QR コード

<地域情報化アドバイザー派遣制度（ICT人材派遣制度）>
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/manager.html



▶ 問い合わせ先

情報流通行政局地域通信振興課
03-5253-5758

I 地域活性化に向けた支援

－ DX アドバイザーが自治体の取組を支援します－

DX アドバイザー（経営・財務マネジメント強化事業－「地方公共団体のDX」分野）

▶ 施策の目的・概要

地方公共団体では、人手不足等により経営・財務マネジメントに係る知識・ノウハウが不足し、一部に取組の遅れも見られることから、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、支援分野ごとに専門アドバイザーを派遣しています。

令和5年度からは、情報システムの標準化・共通化等の喫緊の課題に対応するため、「地方公共団体のDX」分野におけるアドバイザーの派遣を行い、DXに取り組む地方公共団体を支援しています。

▶ 施策の対象

都道府県・市区町村

▶ 予算額

令和6年度当初予算 650百万円
（「地方公共団体のDX」以外の分野を含む）

▶ 施策の内容

地方公共団体のDXの取組状況や要請に応じて、以下のとおり、専門アドバイザーを派遣します。なお、アドバイザーの派遣に係る費用（謝金及び旅費）は、地方公共団体金融機構が負担します。

実施イメージ

① 課題対応アドバイス事業（市区町村向け）

- 標準化、マイナンバーカードの普及を契機として、業務の効率化や住民の利便性向上に取り組む市区町村に対して、**手挙げ型**で**アドバイザー派遣**を実施

【具体例】

- DXの機運醸成 ●情報システムの標準化・共通化 ●マイナンバーカードの利活用の推進
- 行政手続のオンライン化 ●データ活用・EBPM ●BPR・業務改革
- 自治体職員のデジタル人材への育成 ●外部デジタル人材の確保 ●セキュリティ対策 等

② 課題達成支援事業（市区町村向け）

- 令和7年度までに、すべての地方公共団体が標準準拠システムに移行出来るよう、**移行進捗に課題を抱えている団体**に対して、**プッシュ型**で**アドバイザー派遣**を実施

【具体例】

小規模団体等を中心に移行計画の作成やFit&GAP（※）の実施等、標準システム導入に当たっての技術的・専門的な支援

（※）導入システムと業務プロセスで必要な機能がマッチしているか分析する作業

※「地方公共団体のDX」分野での派遣回数、原則年5回。派遣1回につき時間は、2時間以上

③ 啓発・研修事業（都道府県向け）

- 都道府県が市区町村等の啓発のため**地方公共団体のDXに関する研修会・相談会**を行う場合に、当該研修会・相談会の講師として、アドバイザーを派遣

▶ 参考 URL、QR コード

<地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業>
<https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html>



▶ 問い合わせ先

自治行政局地域情報化企画室
03-5253-5525

I 地域活性化に向けた支援

－「働く」の新しいスタイルを促進します！－

テレワーク普及展開推進事業

▶ 施策の目的・概要

ICT を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」の全国的な普及展開を推進することにより、国民一人一人の生活スタイルに合った多様な働き方を実現するとともに、地方においても都市と同じように仕事ができ、収入を得ることを可能にする等、地方と都市の差を縮め、活力ある地域づくりに貢献することで「デジタル田園都市国家構想」の実現を促進します。

▶ 施策の対象

地方公共団体や民間事業者等

▶ 予算額

令和6年度当初予算 一般会計 255 百万円

▶ 施策の内容

① 中小企業・地域へのテレワーク普及拡大

厚生労働省と連携し、テレワークを導入しようとする又は定着に課題があるという企業・地方公共団体に対し、専門家による無料コンサルティング等の相談支援を行う「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」に取り組んでいます。

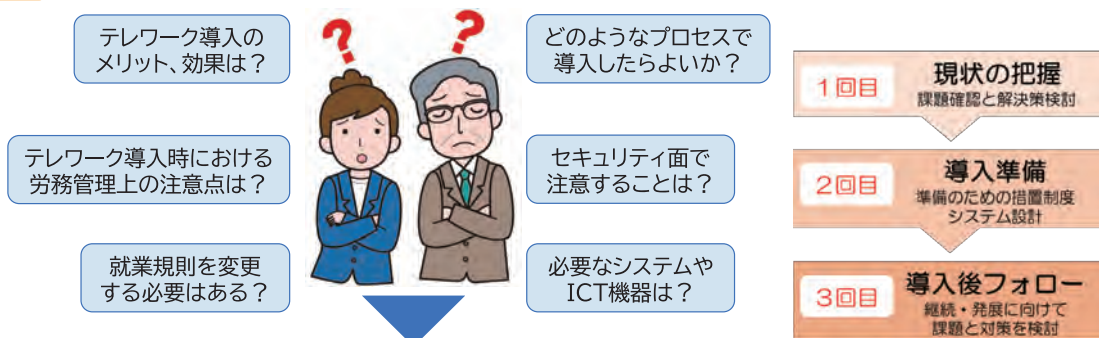
※地方公共団体への相談支援について、豊富な経験を有する専門家も登録されています。

② 先進事例の収集及び表彰等を通じた普及啓発

先進事例集を作成・公表するとともに、十分な実績を持つ団体等を「テレワークトップランナー」として選定し、特に優れた取組を「総務大臣賞」として表彰しています。また、毎年11月を「テレワーク月間」として、集中的に周知・広報の取組を行うなど、普及啓発に取り組んでいます。

テレワーク相談センター

テレワーク導入前後において、お悩みはありませんか？



まずはテレワーク相談センターまたは、お近くの地域窓口にご相談ください。

※詳細は、以下の【テレワーク総合ポータルサイト】をご参照ください。

▶ 参考 URL、QR コード

<テレワーク総合ポータルサイト>

<https://telework.mhlw.go.jp/>



<テレワーク月間サイト>

<https://teleworkgekkan.go.jp/>



▶ 問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課

03-5253-5819

E-mail: telework * ml.soumu.go.jp

I 地域活性化に向けた支援

—郵便局のネットワークを活かした地域課題解決を目指します—

郵便局等の公的地域基盤連携推進事業

▶ 施策の目的・概要

少子高齢化、人口減少、デジタル化の進展等の社会環境が変化していく中で、全国津々浦々に約2万4千局のネットワークを持つ郵便局に期待される役割は高まっていくものと見込まれます。本事業は、全国の郵便局と、地方自治体等の地域の公的地域基盤の連携により、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進することを目的に、実証事業を実施しその成果を全国の郵便局・地方自治体へ普及展開します。

▶ 施策の対象

郵便局と連携する地方自治体等の公的地域基盤

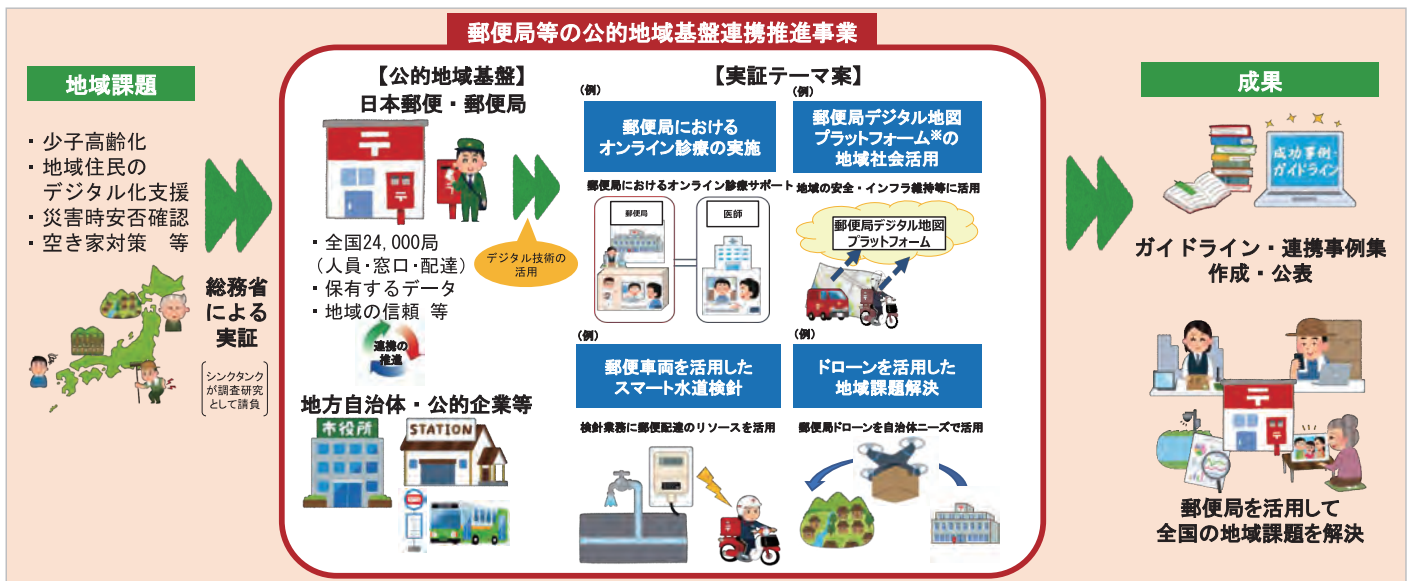
▶ 予算額

令和6年度当初 一般会計 125百万円

▶ 施策の内容

郵便局と地方自治体等の地域の公的地域基盤が連携し、デジタル技術を活用して地域課題を解決するための実証事業を実施し、その成果について報告書やガイドラインなどによる情報提供を通じて、連携事例の普及展開を図ります。

実証イメージ



※郵便局デジタル地図プラットフォーム：郵便局が保有する事故頻発地点、アンダーパス冠水頻発箇所、道路損傷箇所等の情報を一元化したデジタル地図を活用するために日本郵便が構築する共通基盤。

▶ 参考 URL、QR コード

< 郵便局等の公的地域基盤連携推進事業 >
<https://www.soumu.go.jp/yusei/kasseika.html>



▶ 問い合わせ先

情報流通行政局郵政行政部企画課
03-5253-5964

I 地域活性化に向けた支援

—日本の魅力を伝える放送コンテンツの制作、海外への発信等に関する取組を支援—

放送コンテンツによる地域情報発信力強化

▶ 施策の目的・概要

放送事業者等と地方公共団体や観光産業等の事業者・団体が連携し、日本各地の魅力を伝える放送コンテンツを制作し、海外の放送局等を通じて発信する取組を支援します。

▶ 施策の対象

事業①：補助事業

海外での情報発信に取り組む各地域の放送事業者等

事業②：実証事業

海外での情報発信に取り組む地方公共団体等と地域の映像制作者等によるコンソーシアム(共同申請)

▶ 予算額

令和5年度補正予算 568百万円

令和6年度当初予算 52百万円

▶ 施策の内容

事業①：補助事業

地域の放送事業者等が日本各地の魅力を伝えるコンテンツを海外の放送局等と共同で制作し、海外で発信(放送)する取組等を支援【補助】

【補助対象(補助率1/2、最大4,000万円)】

・コンテンツの制作、及び海外での情報発信に係る経費等

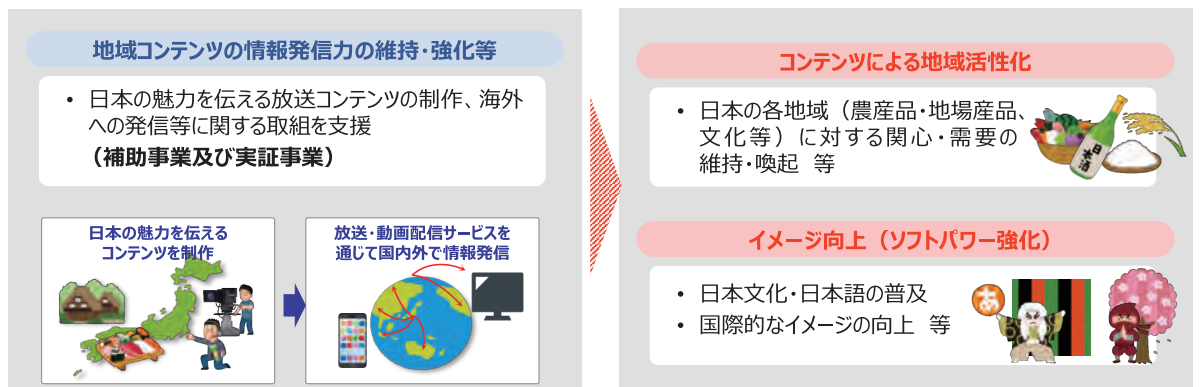
事業②：実証事業

地方公共団体等と地域の放送事業者等が連携して、地元の魅力を伝える短編映像コンテンツを制作し、高いインバウンド効果等が期待できる国・地域で一括発信する取組等を支援(発信先媒体は総務省(請負事業者)が予め確保)【請負】

【支援対象】

・コンテンツの制作費(上限額あり)

事業イメージ



▶ 参考 URL、QR コード

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/housou_kaigaitenkai.html



▶ 問い合わせ先

情報流通行政局 情報通信作品振興課
放送コンテンツ海外流通推進室
03-5253-5424

II 無線システムの普及支援

—圏外解消・5G 普及を促進します—

携帯電話等エリア整備事業

▶ 施策の目的・概要

携帯電話は国民生活に不可欠なサービスですが、過疎地等の地理的に条件不利な地域においては携帯電話サービスを利用できない地域があります。本事業は、このような地域において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することを目的とし、地方公共団体や無線通信事業者等が、携帯電話等の基地局施設や高度化施設等を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助するものです。

▶ 施策の対象

地方公共団体、無線通信事業者等

▶ 予算額

令和6年度当初予算 2,300 百万円

▶ 施策の内容

本事業は、以下の4つの事業で構成されます。

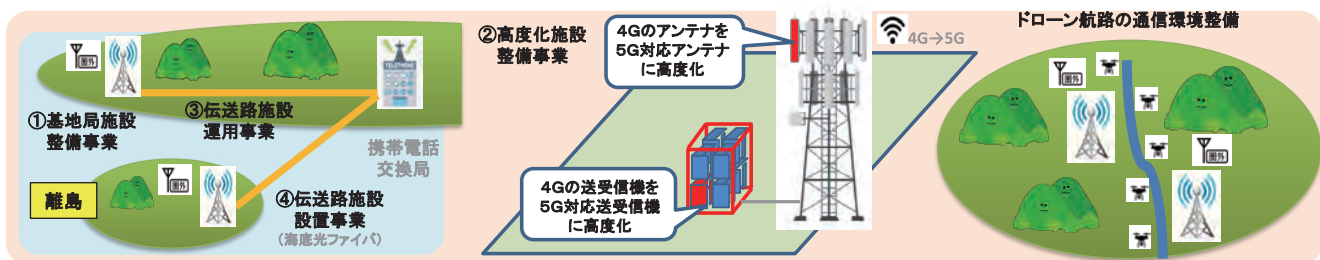
事業名	事業内容	事業主体	補助率
I 基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助 ※既エリア化地域も整備対象 ドローン航路分含む	地方公共団体／無線通信事業者／インフラシェアリング事業者等 ※1	事業主体：地方公共団体 【1社整備の場合】 国※2 1/2 都道府県 1/5 市町村※3 3/10 【複数社整備の場合】 国※2 2/3 都道府県 2/15 市町村※3 1/5 ※2：不感地域の1社整備は1/3（令和6年度迄の期限措置）、離島地域の1社整備は3/5、複数社整備は3/4。 ※3：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担 事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等※4
II 高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助 自動運転区間分含む	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者等 ※1	事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等※4 【1社整備の場合】 国※2 1/2 無線通信事業者 1/2 【複数社共同整備等の場合】 国※2 2/3 無線通信事業者等 1/3 ※4：基地局施設整備事業の補助対象地域は、財政力指数0.5以下の市町村
III 伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者等 ※1	事業主体：無線通信事業者等 【圏外解消用 100世帯以上】 国※2 1/2 無線通信事業者等 1/2 【高度化無線通信用 1社整備の場合】 国※2 2/3 無線通信事業者等 1/3 【圏外解消用 100世帯未満】 【高度化無線通信用 複数社共同整備等の場合】
IV 伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	国 3/4※5 離島市町村 1/4 ※5：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3

※1 本事業において、インフラシェアリング事業者等とは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用（インフラシェアリング）して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者（インフラシェアリング事業者）及び同インフラシェアリング事業者との連携主体（無線通信事業者を除く）を指す。
 ドローン航路及び自動運転区間の通信環境整備を目的とした基地局整備の補助率は3/4。
 ドローン航路の通信環境整備を目的とした基地局整備は、条件不利地域の内外を問わない。 注：下線部分は令和7年度までの期限措置

【地方財政措置】

過疎対策事業債、辺地対策事業債、特別交付税

事業イメージ



▶ 参考 URL、QR コード

<携帯電話等エリア整備事業>

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/>



▶ 問い合わせ先

総合通信基盤局電波部移動通信課

03-5253-5894

II 無線システムの普及支援

ーデジタル技術・サービスを支える光ファイバ整備を促進しますー

高度無線環境整備推進事業

▶ 施策の目的・概要

特定周波数への逼迫を回避することにより、電波の有効かつ公平な利用を確保するとともに、5G やIoT 等による地域活性化や地域の課題解決を支援することを目的としており、光ファイバの整備補助や離島向け維持管理補助を行っております。

▶ 施策の対象

地方公共団体、第3セクター法人、電気通信事業者等

▶ 予算額

令和6年度当初予算 4,504 百万円

▶ 施策の内容

【対象地域】

条件不利地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）

【補助率】

<自治体が整備する場合> 1/2（離島 4/5、財政力指数 0.5 以上の地方公共団体 1/3）

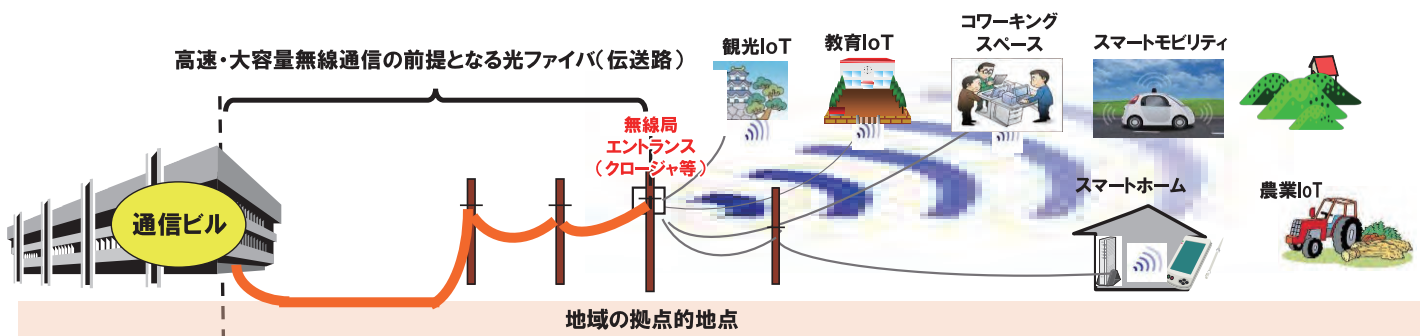
※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の 1/2

<第3セクター法人・電気通信事業者が整備する場合> 1/3（離島（海底ケーブルの敷設を伴う場合）4/5、離島（島内のみ整備の場合）2/3）

【地方財政措置】

過疎対策事業債、辺地対策事業債、地域活性化事業債、合併特例債、特別交付税

実施イメージ



※無線局エントランス（クロージャ等）
までが補助対象部分

▶ 参考 URL、QR コード

<ブロードバンド基盤の整備>

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html



▶ 問い合わせ先

総合通信基盤局 電気通信事業部
基盤整備促進課
03-5253-5866（直通）

II 無線システムの普及支援

—トンネル内の快適な電波利用環境を整備します—

電波遮へい対策事業

▶ 施策の目的・概要

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネル等において、携帯電話等を利用できるようにし、非常時等における通信手段を確保する等、電波の適正な利用を確保することが必要です。本事業は、そのような鉄道・道路トンネル等で携帯電話等を利用できるようにするため、地方公共団体や一般社団法人等が移動通信用中継施設の整備を行う場合に、国がその設置費用の一部を補助するものです。

▶ 施策の対象

地方公共団体、一般社団法人等

▶ 予算額

令和6年度当初予算 1,000 百万円

▶ 施策の内容

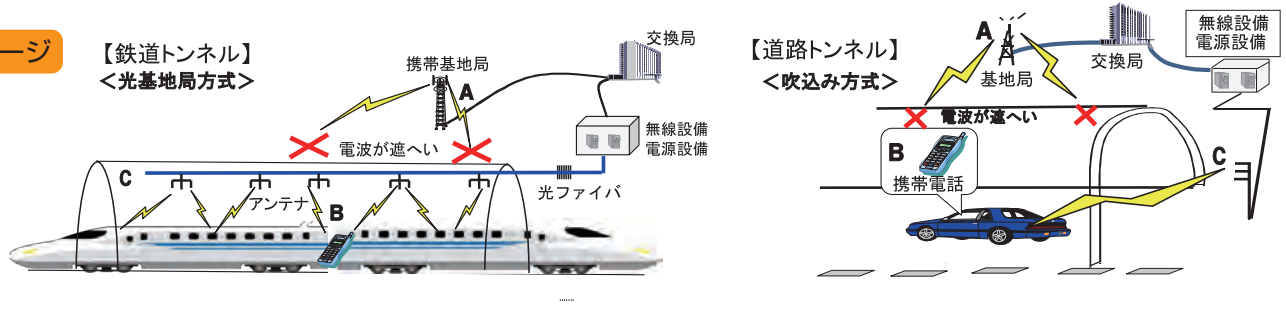
【事業主体】 地方公共団体（都道府県）※、一般社団法人等

※一般社団法人等が実施する電波遮へい対策事業に参画する場合に限る。

【対象地域】 鉄道トンネル、道路トンネル（高速、国直轄道、緊急輸送道路）

【対象施設】 移動通信用中継施設（鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等）

実施イメージ



注：無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内等での通信を可能とする。

【国の補助率】 鉄道トンネル：1/3等

道路トンネル：1/2等

【地方財政措置】 公共事業等債

（一般社団法人等が事業主体の場合）

【鉄道トンネル※1】

国	鉄道事業者	一般社団法人等
1/3	1/6	1/2

【高速道路・国直轄道の道路トンネル】

国	一般社団法人等
1/2	1/2

【緊急輸送道路の道路トンネル※2】

国	一般社団法人等
1/3	2/3

※1 直近10年間継続して営業損失が発生している鉄道事業者が営業主体となる新幹線路線における対策の場合は国5/12、一般社団法人等7/12。

※2 高速道路及び国直轄道以外の地方公共団体が管理する緊急輸送道路

（地方公共団体が事業主体の場合）

【緊急輸送道路の道路トンネル※2】

国	地公体	一般社団法人等
1/3	1/6	1/2

▶ 参考 URL、QR コード

<電波遮へい対策事業>

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/syahei/>



▶ 問い合わせ先

総合通信基盤局電波部移動通信課

03-5253-5894

Ⅱ 無線システムの普及支援

—国民に対する放送による情報提供手段を確保するため、ラジオ難聴の解消を支援します。—

民放ラジオ難聴解消支援事業

▶ 施策の目的・概要

平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助します。

▶ 施策の対象

民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等

▶ 予算額

令和6年度当初一般会計 279 百万円

▶ 施策の内容

【補助対象】

難聴対策としての中継局整備

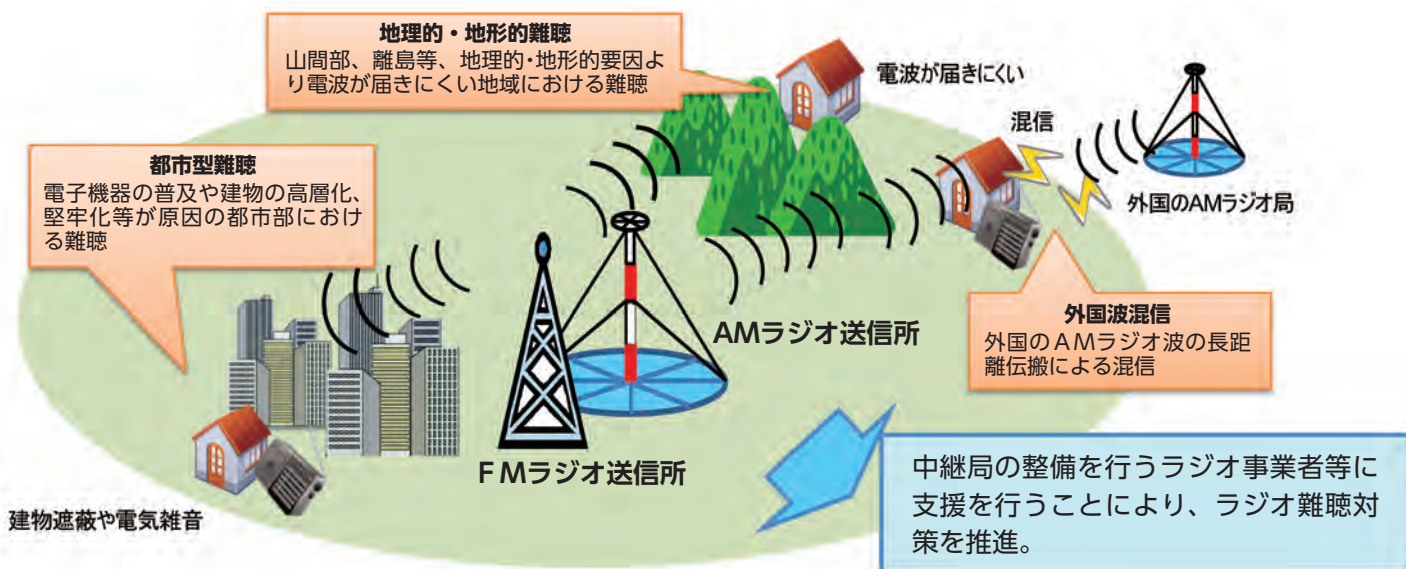
【補助率】

地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3、
都市型難聴 1/2

【地方財政措置】

過疎対策事業債、辺地対策事業債、特別交付税

事業のイメージ



▶ 参考 URL、QR コード

< 民放ラジオ難聴解消支援事業 >

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka02.html



▶ 問い合わせ先

情報流通行政局 地上放送課
03-5253-5949

II 無線システムの普及支援

—地域における放送ネットワークの強靱化・耐災害性強化を支援します。—

地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

▶ 施策の目的・概要

大規模な自然災害が発生した際に、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となる事態を回避し、被災情報や避難情報等の重要な情報を確実に提供することを目的として、地上基幹放送の放送局の停電対策や予備設備の整備を行う地方公共団体、地上基幹放送事業者等に対して、その整備費用の一部を補助します。

▶ 施策の対象

地上基幹放送事業者等、地方公共団体等

▶ 予算額

令和6年度当初一般会計 54 百万円

▶ 施策の内容

【補助対象】

①停電対策、②予備設備の整備

【補助率】

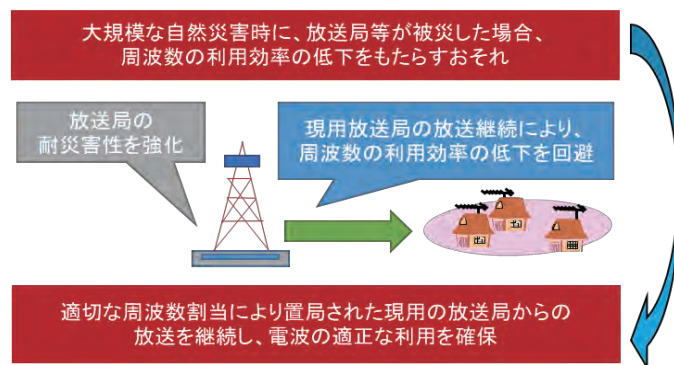
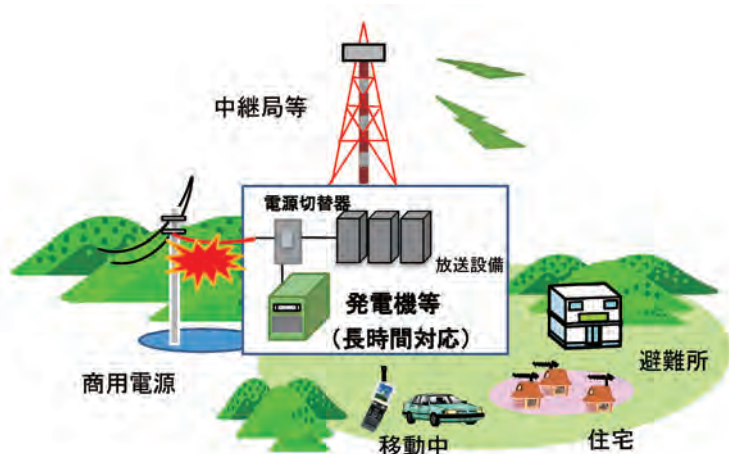
地方公共団体等 1/2、地上基幹放送事業者等 1/3

受信障害対策用中継局に係る事業を実施する場合において、条件不利地域かつ財政力指数 0.5 以下の市町村 2/3

【地方財政措置】

過疎対策事業債、辺地対策事業債、公共事業等債、一般補助施設整備等事業債等

事業のイメージ



▶ 参考 URL、QR コード

< 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業 >
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka04.html



▶ 問い合わせ先

情報流通行政局地上放送課
03-5253-5949

Ⅱ 無線システムの普及支援

－災害に強い放送ネットワークの構築を支援します－

放送ネットワーク整備支援事業

▶ 施策の目的・概要

近年、地震、台風、豪雨等の深刻な災害が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が放送により災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築することを目的としています。

▶ 施策の対象

地方公共団体（※）、第3セクター（※）、地上基幹放送事業者等

※「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」については、承継事業者を含む。

▶ 予算額

【放送ネットワーク整備支援事業】
令和6年度当初 一般会計 130 百万円

▶ 施策の内容

次の整備費用の一部を補助

- ①ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備、災害対策補完送信所等（地上基幹放送ネットワーク整備事業）
- ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）

【補助率】

地方公共団体（承継事業者）：1/2

第3セクター（承継事業者）、地上基幹放送事業者等：1/3

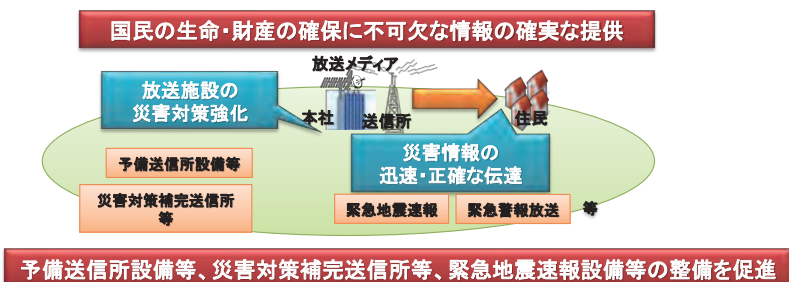
【地方財政措置】

過疎対策事業債、辺地対策事業債等

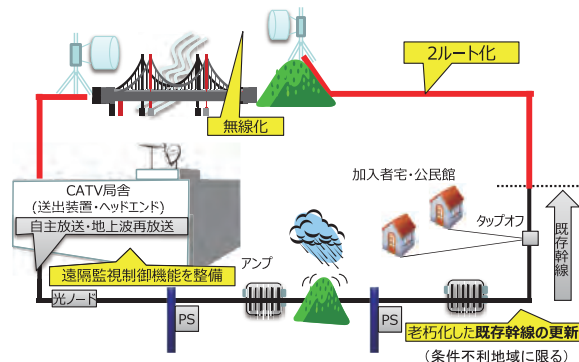
（具体的な対象については自治部局にお問い合わせください。）

実施イメージ

①地上基幹放送ネットワーク整備事業



②地域ケーブルテレビネットワーク整備事業



▶ 参考 URL、QR コード

< 地上基幹放送ネットワーク整備事業 >

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka01.html

< 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業 >

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_kyoujin.html



▶ 問い合わせ先

情報流通行政局地上放送課

03-5253-5737

衛星・地域放送課地域放送推進室

03-5253-5808

II 無線システムの普及支援

ーケーブルテレビネットワークの強靱化を支援しますー

ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業

▶ 施策の目的・概要

災害時に放送により信頼できる災害情報が確実に提供されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化や辺地共聴施設の設備更新による耐災害性強化を図ることを目的としています（『新たな日常』の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業』の後続事業）。

▶ 施策の対象

地方公共団体（※）、第3セクター（※）

※承継事業者を含む。

▶ 予算額

令和6年度当初 一般会計 1,249 百万円

▶ 施策の内容

条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化等に要する費用の一部を補助。

【補助率】

地方公共団体（承継事業者）：1/2 等

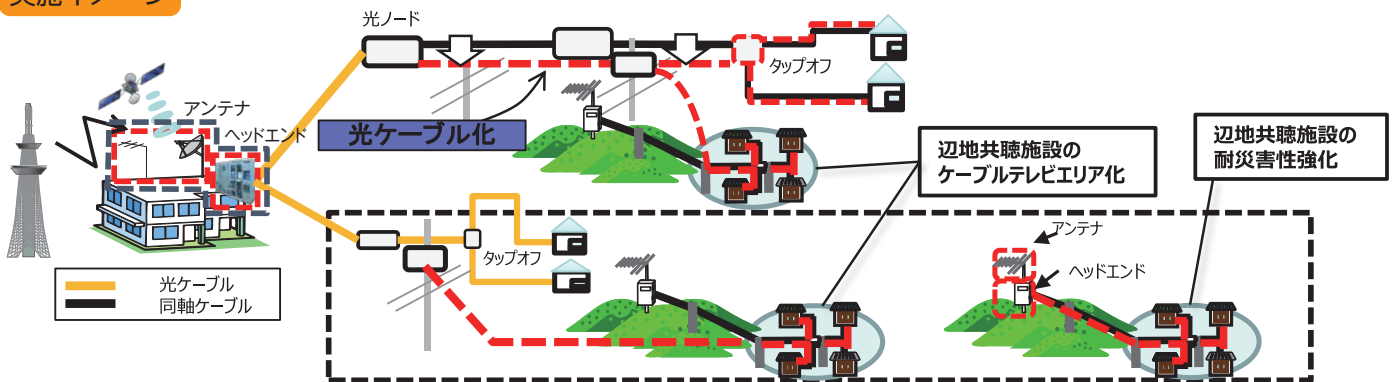
第3セクター（承継事業者）：1/3

【地方財政措置】

過疎対策事業債、辺地対策事業債等

（具体的な対象については自治部局にお問い合わせください。）

実施イメージ



○ 補助対象地域

以下の①～③のいずれも満たす地域

①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村

②条件不利地域

③財政力指数が0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域

▶ 参考 URL、QR コード

<ケーブルテレビネットワーク光化等による 耐災害性強化事業>

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber.html



▶ 問い合わせ先

衛星・地域放送課地域放送推進室

03-5253-5808

Ⅲ その他支援

—高齢者等に向けたデジタル活用支援を推進—

デジタル活用支援推進事業

▶ 施策の目的・概要

年齢や地理的な条件等にかかわらず、誰でもデジタルの恩恵を享受できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指し、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等の利便性を実感できるよう、民間企業や地方公共団体などと連携し、「デジタル活用支援推進事業」を令和3年度から展開しています。

▶ 施策の対象

民間事業者等

▶ 予算額

令和5年度補正 一般会計 2,100 百万円

▶ 施策の内容

高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う講習会を開催する民間事業者等に対し、講習会の開催に係る経費を補助します。

【補助率】

10/10

【補助対象経費】

講習会を開催するための人件費、委託費、印刷費 等

デジタル活用支援推進事業の実施イメージ

都市部を中心とした支援

令和3年度～
全国展開型



- 携帯ショップなど全国に有している拠点等で支援を実施
- 主体は携帯キャリアを想定

地域に根差した支援

令和3年度～
地域連携型



- 地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で支援を実施
- 主体は地元ICT企業、社会福祉協議会等

令和4年度～
講師派遣型



- 講師を地方公共団体等に派遣して支援を実施
- 主体は携帯キャリア等

▶ 参考 URL、QR コード

<高齢者・障害者の ICT 利活用支援>

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/b_free03b.html



▶ 問い合わせ先

情報流通行政局情報流通振興課
digital-katsuyo*ml.soumu.go.jp
03-5253-5494

Ⅲ その他支援

—きこえない人ときこえる人とを「電話」でつなぎます—

公共インフラとしての電話リレーサービスの普及促進

▶ 施策の目的・概要

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある方（以下「聴覚障害者等」といいます。）と聴覚障害者等以外の方との会話を、通訳オペレータが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、電話で即時双方向につながりサービスのことで、す。「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づき、総務大臣に指定された電話リレーサービス提供機関により、令和3年7月から公共インフラとしてサービス提供が開始されました。

▶ 施策の対象

聴覚障害者等

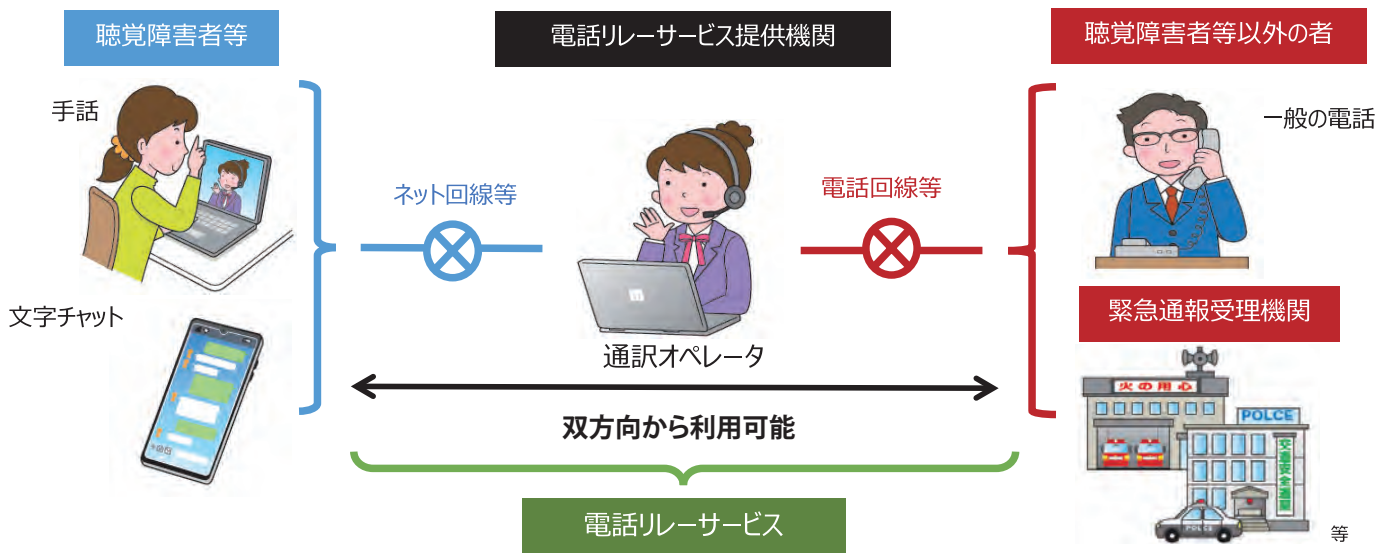
▶ 予算額

—

▶ 施策の内容

電話リレーサービスの更なる理解及び登録促進を図るため、関係省庁と連携して地方公共団体等へ当該サービスの周知広報を実施しています。電話リレーサービス提供機関である一般財団法人日本財団電話リレーサービスにおいても、総務省、聴覚障害者団体、全国各地の聴覚障害者情報提供施設等と協力し、全国各地で講習会・利用登録会を実施しています。

電話リレーサービスのイメージ図



▶ 参考 URL、QR コード

< 電話リレーサービス >

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html

< 日本財団電話リレーサービス >

<https://nftrs.or.jp/>



▶ 問い合わせ先

情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室
barrier-free*ml.soumu.go.jp

03-5253-5685

Ⅲ その他支援

—高齢者・障害者向け ICT サービスの充実を図る研究開発を支援します—

デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発

▶ 施策の目的・概要

高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの研究開発を行う民間企業等に対して、その研究開発資金の一部を補助することによって、高齢者・障害者向けの通信・放送サービス充実を通して、地域における高齢者・障害者の課題の解決や地域コミュニティの活性化に資することを目的としています。

▶ 施策の対象

民間企業等

▶ 予算額

令和6年度当初 一般会計 115百万円の内数

▶ 施策の内容

先進的な通信・放送技術の研究開発であって、その成果によって、高齢者・障害者に有益な新しい通信・放送サービスをもたらすもの、または現在行われている通信・放送サービスを高度化し、高齢者・障害者に有益なものとなる研究開発が対象。

(1) 補助対象

民間企業等

(2) 補助率

1/2

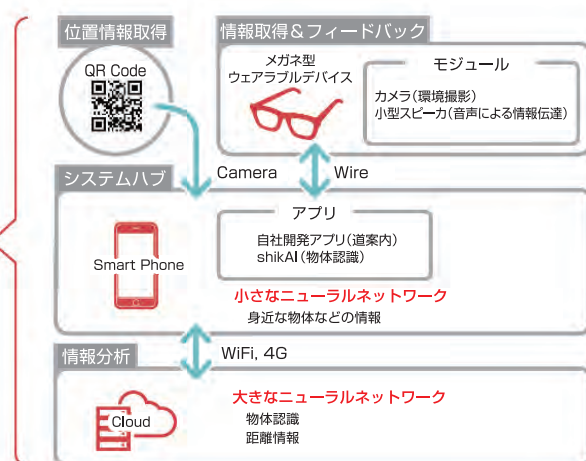
(3) 補助対象経費

補助対象事業（研究開発）を行うために直接必要な「直接経費」及び「間接経費」

イメージ図



地下鉄駅構内の誘導を実現



(参考)上記システムは、東京メトロの一部の駅において実装化

▶ 参考 URL、QR コード

< 研究開発等への支援 >

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/b_free03.html



▶ 問い合わせ先

情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室
barrier-free*ml.soumu.go.jp

03-5253-5685

Ⅲ その他支援

ーウェブアクセシビリティ対応は公的機関の責務ですー

公的機関のウェブアクセシビリティ対応の促進

▶ 施策の目的・概要

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようにする世界共通の取組です。JIS X 8341-3（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ）に示されたルールに則りウェブサイトを作成することが求められています。

特に公的機関のホームページ等で提供されている情報や機能は災害情報等、重要な情報が発信されることから、誰もがアクセスできる状態にする必要があります。

▶ 施策の対象

地方公共団体や民間事業者等

▶ 予算額

令和6年度当初予算 125百万円の内数

▶ 施策の内容

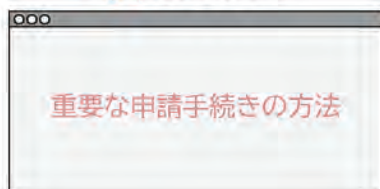
公的機関のホームページ等が高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の取組の支援を目的として、2016年にみんなの公共サイト運用ガイドラインを作成しています。また、公的機関のホームページ担当者向けの講習会を実施し、同ガイドラインに則ったホームページ作成・運用を呼びかけています。

イメージ図

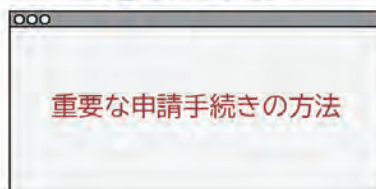
文字が読みづらい、読めない

文字の色と背景の色を、JIS X 8341-3の基準に則り、読み取りやすい組み合わせにします。

✖ 文字色が薄い



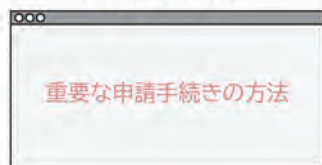
○ 文字色が濃い



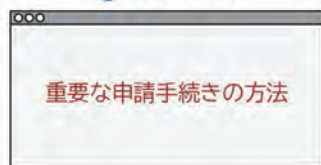
文字が読みづらい、読めない

文字の色と背景の色を、JIS X 8341-3の基準に則り、読み取りやすい組み合わせにします。

✖ 文字色が薄い



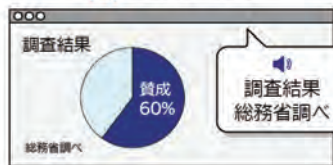
○ 文字色が濃い



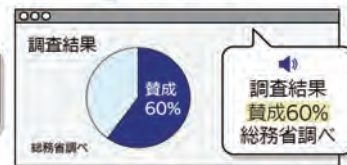
音声で読む利用者に、伝わらない

視覚障害者などが音声読み上げソフトで情報を得られるように、画像の説明（代替テキスト）を設定します。

✖ 画像の説明なし



○ 画像の説明あり



▶ 参考 URL、QR コード

<みんなの公共サイト運用ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html



▶ 問い合わせ先

情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室
barrier-free*ml.soumu.go.jp

03-5253-5685

Ⅲ その他支援

ー研究開発型 ICT スタートアップ支援策ー

スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業

▶ 施策の目的・概要

先端的な ICT の創出・活用による次世代の産業の育成のため、官民の役割分担の下、芽出しの研究開発から事業化までの一気通貫での支援を実施します。

▶ 施策の対象

個人や企業（スタートアップ）等

▶ 予算額

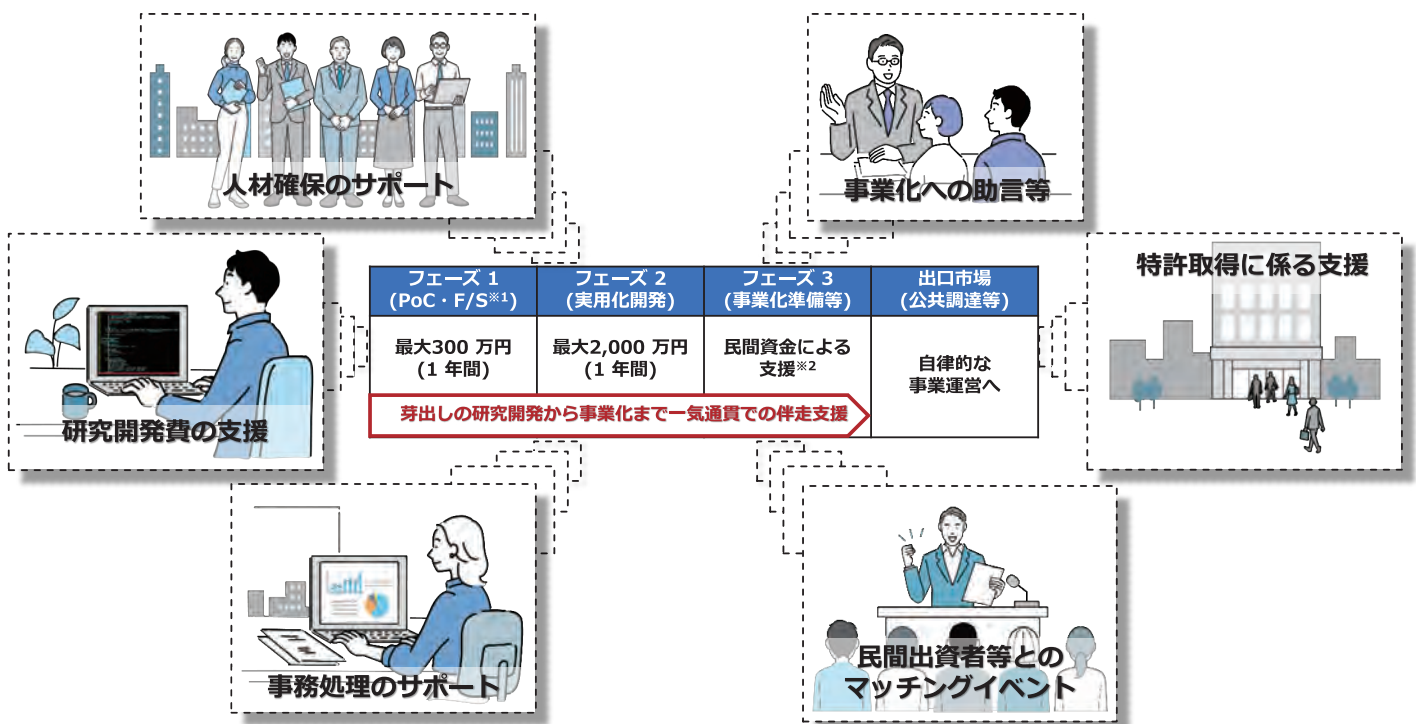
令和6年度当初 一般会計 300 百万円

▶ 施策の内容

公募を経て選抜された個人またはスタートアップ企業による、ICT に関する研究開発を支援。

研究開発費の支援に加えて、全国の地方公共団体、地域企業、金融機関、インキュベーター等のステークホルダーによる支援機関ネットワークを構成し、研究者への伴走支援を行うことで、より有用な研究成果の創出を促すとともに、同成果に基づくスタートアップ立ち上げ等を促進。

実施イメージ



※1 PoC : Proof of Concept (概念実証)、F/S : Feasibility Study (実現可能性調査)

※2 フェーズ 3 の支援の有無は、民間出資者の判断に依ります。国が支援を保証するものではありません。

▶ 参考 URL、QR コード

詳細は右の担当課室にお問い合わせください。

▶ 問い合わせ先

国際戦略局技術政策課

03-5253-5725

Ⅲ その他支援

—あなたの組織、突然のサイバー攻撃に適切に対応できる自信ありますか？—

実践的サイバー防御演習 (CYDER)

▶ 施策の目的・概要

サイバー攻撃の巧妙化・複雑化を踏まえ、国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT) に設置した「ナショナルサイバートレーニングセンター」において実践的サイバー防御演習 (CYDER) を実施し、実践的な対処能力を持つセキュリティ人材を育成することで、我が国のサイバーセキュリティを強化します。

▶ 施策の対象

国の機関、地方公共団体及び重要インフラ事業者等の情報システム担当者等

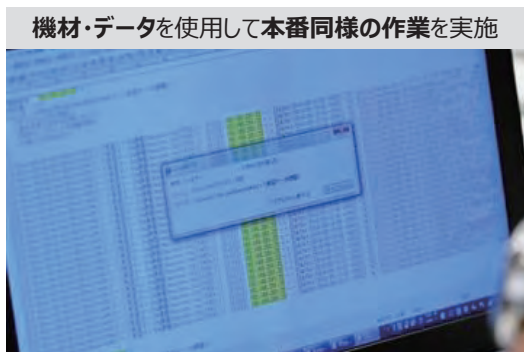
▶ 予算額

令和6年度当初予算 1,742 百万円の内数

▶ 施策の内容

受講者は、組織のネットワーク環境を模した大規模 LAN 環境下で、実機の操作を伴って、サイバー攻撃によるインシデントの検知から対応、報告、回復までの一連の対処方法を体験することができます。演習を通じて、サイバーセキュリティ関係インシデントへの対処能力を向上させることができます。

演習イメージ



▶ 参考 URL、QR コード

<CYDER/ ナショナルサイバートレーニングセンター /
NICT -情報通信研究機構 >
<https://cyder.nict.go.jp>



▶ 問い合わせ先

サイバーセキュリティ統括官室
03-5253-5749

Ⅲ その他支援

ー地域単位のサイバーセキュリティ対策の強化ー

地域セキュリティコミュニティの強化支援

▶ 施策の目的・概要

大都市圏を除く各地域ではセキュリティに関する人材育成、普及啓発等の機会が十分でないことから、産学官連携によって形成された地域に根付いたセキュリティコミュニティ（地域 SECURITY（セキユニティ））の強化に向けて、その取組を、セミナーやインシデント演習等を通じて支援しています。

▶ 施策の対象

中小企業等

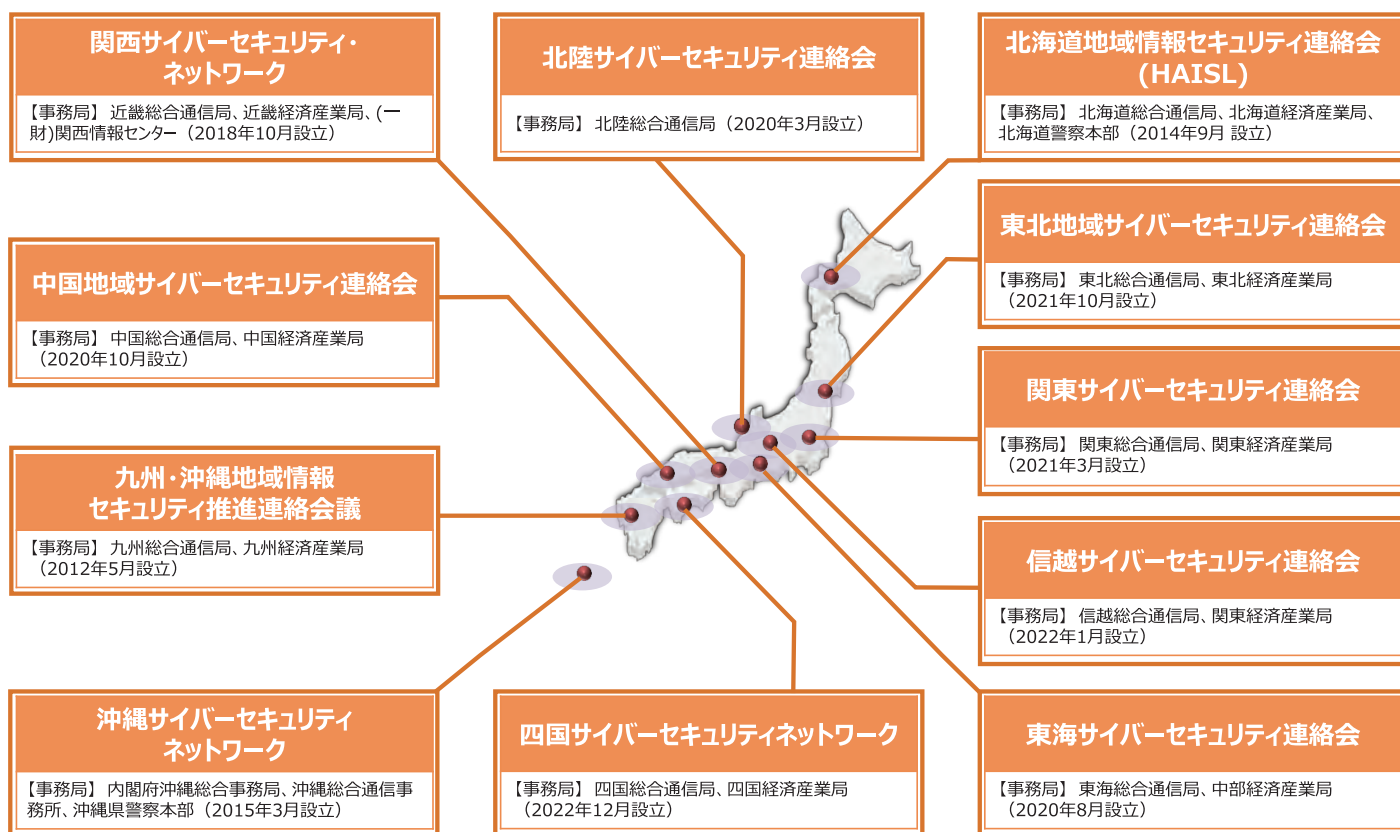
▶ 予算額

令和6年度当初予算 60 百万円

▶ 施策の内容

各地域において開催されるサイバーセキュリティに関するセミナーやインシデント対応演習、若年層向けのCTF（Capture The Flag：ゲーム形式でセキュリティの実践的スキルを競うコンテスト）について、請負事業者及び各総合通信局等を通じて、その運営補助や企画等の支援を行います。

各地域のセキュリティコミュニティ



▶ 参考 URL、QR コード

<地域セキュリティコミュニティ (SECURITY) の強化支援>
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/localsecurity/index.html



▶ 問い合わせ先

サイバーセキュリティ統括官室
03-5253-5749

Ⅲ その他支援

—情報通信産業・特定情報通信事業について税制の特例措置を受けることができます—

沖縄の情報通信振興

▶ 施策の目的・概要

総務省では、沖縄のアジア・太平洋地域における情報通信ハブ実現の加速化や国内外の情報通信関連企業誘致の促進をめざし、①情報通信産業の集積・振興 ②人材の育成・確保と研究開発の促進 ③情報通信基盤の整備の3つの基本的な方向性に沿って、税制措置等の沖縄の情報通信振興に取り組んでいます。

▶ 施策の対象

地域：那覇市等 24 市町村

特区：那覇市等 5 市村

▶ 予算額

—

▶ 施策の内容

【沖縄情報通信産業振興税制】

沖縄振興特別措置法に基づき、県知事が定める情報通信産業振興計画において「情報通信産業振興地域」及び「情報通信産業特別地区」が指定され、一定の要件を満たす法人は税制特例措置を受けることができます。

特例措置の適用期限は、令和4年度税制改正により、3年間延長（令和7年3月31日まで）されています。

税制特例措置の概要等

措置概要

①所得控除（40%控除）※特区においてのみ適用 ・本店等所在地、法人設立後の経過年数、従業員数等所要の要件を満たす場合に適用 ・県知事による所要の事業認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用	} 特区において①、②は選択制
②投資税額控除 ・控除率：機械装置等15%、建物等8% ※限度額あり、4年間繰越可 ・取得下限額：機械装置等100万円超、建物等1,000万円超 ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用	
③地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等	

※各措置には、それぞれ別途適用要件あり。

対象事業

情報通信産業振興地域		情報通信産業特別地区		
電気通信業	データセンター(IDC)	情報処理・提供サービス業	バックアップセンター	
ソフトウェア業	情報通信機器相互接続検証事業	セキュリティデータセンター		
	受託開発ソフトウェア業	データベースサービス業		
	情報システム開発業	インターネット付随サービス業	アプリケーション・サービス・プロバイダ(ASP)	
	システムインテグレーション(SI)サービス業		情報セキュリティサービス業	
	パッケージソフトウェア業			
組込みソフトウェア業				

<参考> 沖縄振興一括交付金 令和6年度当初予算:763億円 内閣府(沖縄担当)所管
沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施。

▶ 参考 URL、QR コード

<情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区について>

<https://www8.cao.go.jp/okinawa/seisaku/okishinhou/2014kaisei/joho.html>



▶ 問い合わせ先

情報流通行政局地域通信振興課 沖縄情報通信振興室
03-5253-5432
沖縄総合通信事務所情報通信課
098-865-2304

IV 他省庁の関連施策

ーデジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けた取組を支援しますー

デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)

※令和5年度補正予算分(令和6年度実施分)の申請受付は終了済

▶ 施策の目的・概要

デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援します。

▶ 施策の対象

地方公共団体

▶ 予算額

令和5年度補正予算額 36,000 百万円

▶ 施策の内容

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援

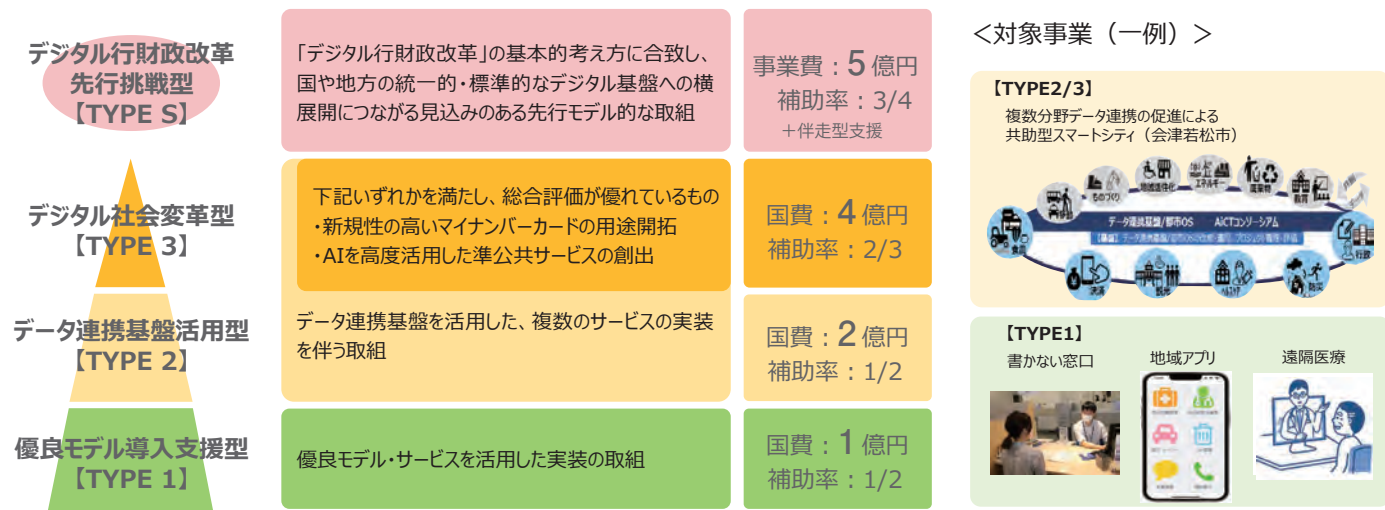
【TYPE1】 他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組

【TYPE2】 オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る取組

【TYPE3】 (TYPE2の要件を満たす) デジタル社会変革による地域の暮らしの維持につながり、かつ総合評価が優れている取組

【TYPE5】 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある地方自治体の先行モデル的な取組

実施イメージ



▶ 参考 URL、QR コード

＜デジタル田園都市国家構想交付金＞
<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/index.html>



▶ 問い合わせ先

内閣府地方創生推進室
03-6257-3889

IV 他省庁の関連施策

—農業農村における情報通信環境の整備を支援します—

農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）

▶ 施策の目的・概要

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設等の農業農村のインフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を推進するため、情報通信環境の整備を支援します。

▶ 施策の対象

地方公共団体、土地改良区、JA 等

▶ 予算額

令和6年度当初一般会計 8,389 百万円の内数

▶ 施策の内容

- ① 計画策定事業：情報通信環境の整備に向けた、調査・検討、ワークショップ、専門家派遣、通信施設の試験設置・試行調査、施設整備計画の策定に係る取組等を支援。補助率は定額。
- ② 施設整備事業：農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯施設の整備等を支援。補助率は1/2等。

事業の内容

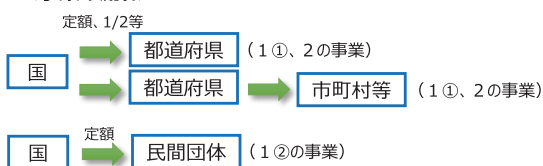
1. 計画策定事業

- ① 計画策定支援事業
情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。
- ② 計画策定促進事業
事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

2. 施設整備事業

- ① 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。
- ② ①の情報通信施設を地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備を支援します。

<事業の流れ>



事業イメージ



▶ 参考 URL、QR コード

< 農業農村における情報通信環境整備の推進について >
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/jouhoutsuushin/jouhou_tsuushin.html



▶ 問い合わせ先

農林水産省地域整備課
03-6744-2209

地域社会のデジタル化に関連する地方財政措置

IoT を活用した活力ある地域社会の実現に向け、高速・超高速ネットワークインフラをはじめとする必要な施設等に対して地方財政措置を講じます。

▶ 普通交付税措置

電子自治体の推進に関する経費等について措置を講じています。

▶ 特別交付税措置

(1) 統合型地理情報システム(統合型GIS)導入における共用空間データ等の整備に要する経費

市町村が実施する、統合型 GIS の導入に必要な共用空間データ整備費等に 0.5 を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

(担当 自治行政局地域情報化企画室
03-5253-5525)

(2) ケーブルテレビ又はコミュニティ放送による公共情報サービスに要する経費

ケーブルテレビの公共情報専用チャンネル又はコミュニティ放送により、公共情報番組の放送を実施している市町村について、公共情報番組の制作及び放送に要する経費に 0.5 を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

(担当 自治行政局地域情報化企画室
03-5253-5525)

(3) ラジオ難聴解消対策に要する経費

①民放ラジオ難聴解消支援事業(国庫補助)に該当しない事業で、ラジオ難聴解消対策に要する経費に 0.3 を乗じて得た額

②民放ラジオ難聴解消支援事業(国庫補助)に対し、実負担額又は標準負担額のいずれか少ない額に 0.5 を乗じて得た額

(担当 自治行政局地域情報化企画室
03-5253-5525)

(4) 地域文化デジタル化事業に基づくコンテンツ作成に要する経費

市町村が実施する、地域文化デジタル化事業に基づく文化財等に係るデジタルコンテンツの作成に要する経費に 0.5 を乗じて得た額

(担当 自治行政局地域情報化企画室
03-5253-5525)

(5) 携帯電話等エリア整備事業に要する経費

携帯電話等エリア整備事業(国庫補助)に対し、実負担額又は標準負担額のいずれか少ない額に 0.5 を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

(担当 自治行政局地域情報化企画室
03-5253-5525)

(6) 電気通信に関する施設の維持管理に要する経費

条件不利地域^{※1}において、市町村等^{※2}又は民間事業者等^{※3}が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費のうち、市町村等が実質的に負担する額(収支赤字)に 0.5^{※4}を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

※1 離島振興、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、辺地、特定農山村地域又は豪雪地帯を含む区域

※2 市町村若しくは一部事務組合等

※3 市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。

※4 離島向け維持管理補助(11 ページ参照)の対象経費に係る市町村の地方負担については、0.8

(担当 情報流通行政局地域通信振興課
03-5253-5758)

V 地方財政措置

(7) 自治体クラウド導入に要する経費

複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のためのデータの移行等に要する経費※に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

※新たに自治体クラウドの導入に着手するものは対象外。

(担当 自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室
03-5253-5364)

(8) 自治体行政のスマート化の実現のための取組に要する経費

① RPAの導入に要する経費※に0.3(都道府県、市町村が協定の締結等をした上でRPA共同利用を行う場合は0.5)を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、情報システムの標準仕様が作成されている20分野を除く。

(担当 情報流通行政局地域通信振興課
03-5253-5758)

② インフラ点検に必要なドローン等、地方公務員向けテレワークの導入に要する経費に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

(担当 自治財政局調整課 03-5253-5619
自治行政局公務員部女性活躍・人材活用推進室
03-5253-5546)

(9) CIO補佐官等としての外部人材の任用等に要する経費

市町村がCIO補佐官等としての外部人材の募集又は任用等を行うための経費に0.7を乗じて得た額

(担当 自治行政局地域情報化企画室
03-5253-5525)

(10) 都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費

都道府県や連携中枢都市等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する職員の人件費や市町村負担金等に0.7を乗じて得た額

(担当 自治行政局公務員部公務員課
03-5253-5542)

(11) デジタル化の取組の中核を担う職員の育成に要する経費

地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成に要する経費に0.7を乗じて得た額

(担当 自治行政局地域情報化企画室
03-5253-5525)

▶ 地域活性化事業債(地域情報通信基盤整備事業)

地域間格差の是正や活力ある地域社会の形成に資するため、高速・超高速ネットワークインフラ等の整備を推進

(担当 自治行政局地域情報化企画室
03-5253-5525)

■ 充当率：90%

■ 元利償還金に対する交付税措置率：30%

(1) 公共施設等を接続するネットワークの整備

対象：地方単独事業

内容：学校、公民館、図書館、庁舎等を接続するネットワーク構築のためのネットワーク管理設備、構内伝送路、ネットワーク接続設備、伝送施設、送受信設備、情報提供端末等の整備であって、インターネット等に接続することにより高度な公共サービスの提供や地域の活性化に資するもの(庁内LANを除く)。

(2) 条件不利地域における加入者系光ファイバ網等の整備

対象：地方単独事業

国庫補助事業

内容：条件不利地域及び民間事業者による整備見込みのない地域において実施する、デジタル加入者回線設備の整備、衛星通信施設

V 地方財政措置

の整備、光ファイバの新設、光ファイバの高度化を伴う更新、ケーブルテレビネットワークの光化、ケーブルテレビネットワークの光ファイバの高度化を伴う更新並びに無線アクセス設備の整備。

(3) 辺地共聴施設の改造事業

対象：地方単独事業

内容：地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業。

(4) 地域衛星通信ネットワーク施設の整備

対象：地方単独事業

内容：LASCOMの地域衛星通信ネットワーク整備のための地球局の整備及び無線設備等の整備。

(5) 地域情報拠点施設の整備

対象：地方単独事業

内容：地域の情報化を推進するための拠点となる情報センター等の建設、公共施設等における情報化推進コーナー等の整備であって、地域住民への研修や地域情報発信等に直接必要となる機能を有するもの。

(6) 共同処理センターの整備

対象：地方単独事業

内容：共同処理センター（電子申請等の住民サービス業務及び住民サービス業務と連携した業務を複数の地方公共団体が共同して推進するためのシステム及び施設等）の整備。

▶ 緊急防災・減災事業債

東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等（機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新を除く。）が対象。

■ 充当率：100%

■ 元利償還金に対する交付税措置率：70%

(1) 防災行政無線

対象：地方単独事業

内容：アナログ方式の防災行政無線をデジタル化するものや、屋外スピーカー等と一体として戸別受信機を設置を行うもの、デジタル化された防災行政無線の機能強化を伴う更新等。

(担当 消防庁防災情報室 03-5253-7526)

(2) 防災情報システム

対象：地方単独事業

内容：次の①～④に該当するシステムの整備又は機能強化を伴う更新。

①河川水位情報やドローンからの映像等の情報を関係機関や避難所に送り、警報等呼びかけるシステム

②被災者関連機能（被災者台帳管理、罹災証明書発行、建物被害調査、仮設住宅管理、義援金交付）、避難所関連機能（避難所のニーズ把握、避難所運営、備蓄物資・救援物資管理）、避難行動要支援者関連機能、関係機関等との災害情報等共有機能及び職員参集連絡機能等を有するシステム

③災害情報伝達手段への一斉送信システム

④携帯電話網等を活用した情報伝達システム

(担当 消防庁防災情報室 03-5253-7526

消防庁防災課 03-5253-7525)

(3) 地域衛星通信ネットワーク

対象：地方単独事業

内容：第3世代システム等の整備（一定の条件を満たす都道府県庁と都道府県内の全市町村を結び一体的な整備。）。)

(担当 消防庁防災情報室 03-5253-7526)

V 地方財政措置

▶ その他の地方債

本施策集に掲載する一部の事業に係る地方負担分について、以下の地方債を起債することができます。対象については各事業のページをご参照ください。

(1) 公共事業等債

都道府県が地域デジタル基盤活用推進事業等の補助金を受けて実施する事業

(本施策集に掲載する対象事業について)

- 充当率：90%
- 元利償還金に対する交付税措置率：22.2%

(2) 一般補助施設整備等事業債

市町村が地域デジタル基盤活用推進事業等の補助金を受けて実施する事業（国の公共予算に係るものは公共事業等債の対象）

(本施策集に掲載する対象事業について)

- 充当率：75%
- 元利償還金に対する交付税措置率：なし

(3) 過疎対策事業債

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の規定により公示された市町村が、同法第8条第1項の規定により策定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する、電気通信に関する施設等の同法第14条第1項各号に規定する施設の整備事業

(本施策集に掲載する対象事業について)

- 充当率：100%
- 元利償還金に対する交付税措置率：70%

(4) 辺地対策事業債

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）に基づき、辺地を包括する市町村が、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化

水準の著しい格差の是正を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、この計画に基づいて実施する、電気通信に関する施設等の同法第2条第2項各号に規定する公共的施設の整備事業

(本施策集に掲載する対象事業について)

- 充当率：100%
- 元利償還金に対する交付税措置率：80%

なお、地方債の起債にあたっては、地方債同意等基準等をご参照ください。

連絡先一覧



総務省

〒100-8926 千代田区霞が関2丁目1-2
中央合同庁舎第2号館
<https://www.soumu.go.jp/>
電話 03-5253-5111

(連絡先は各施策をご覧ください)

東海総合通信局

〒461-8795 名古屋市中区白壁1丁目15-1
名古屋合同庁舎第3号館
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>
電話

情報通信部情報通信連携推進課	052-971-9315
情報通信振興課	052-971-9404
放送部 放送課	052-971-9148
有線放送課	052-971-9136
無線通信部陸上課	052-971-9619
防災対策推進室	052-971-9112



北海道総合通信局

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1
札幌第1合同庁舎
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>
電話 011-709-2311

情報通信部電気通信事業課	(内)4704
情報通信連携推進課	(内)4765
情報通信振興課	(内)4716
放送課	(内)4664
無線通信部陸上課	(内)4692
防災対策推進室	011-747-6451

近畿総合通信局

〒540-8795 大阪府中央区大手前1丁目5-44
大阪合同庁舎第1号館
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>
電話

情報通信部情報通信連携推進課	06-6942-8584
情報通信振興課	06-6942-8521
放送部 放送課	06-6942-8566
有線放送課	06-6942-8571
無線通信部陸上第一課	06-6942-8553
防災対策推進室	06-6942-8504



東北総合通信局

〒980-8795 仙台市青葉区本町3丁目2-23
仙台第2合同庁舎
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>
電話

情報通信部情報通信連携推進課	022-221-9578
情報通信振興課	022-221-0711
放送部 放送課	022-221-4710
有線放送課	022-221-0705
無線通信部陸上課	022-221-0747
東日本大震災復興対策支援室	022-221-0654
防災対策推進室	022-221-4333

中国総合通信局

〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/>
電話

情報通信部情報通信連携推進課	082-222-3471
情報通信振興課	082-222-3323
放送部 放送課	082-222-3384
有線放送課	082-222-3388
無線通信部陸上課	082-222-3363
防災対策推進室	082-222-3398



関東総合通信局

〒102-8795 千代田区九段南1丁目2-1
九段第3合同庁舎
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/>
電話

情報通信部電気通信事業課	03-6238-1674
情報通信連携推進課	03-6238-1682
情報通信振興課	03-6238-1693
放送部 放送課	03-6238-1707
有線放送課	03-6238-1722
無線通信部陸上第一課	03-6238-1766
防災対策推進室	03-6238-1790

四国総合通信局

〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/>
電話

情報通信部電気通信事業課	089-936-5043
情報通信振興課	089-936-5061
放送課	089-936-5037/5039
無線通信部無線通信課	089-936-5066
防災対策推進室	089-936-5020



信越総合通信局

〒380-8795 長野市旭町1108
長野第1合同庁舎
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/>
電話

情報通信部電気通信事業課	026-234-9972
情報通信振興課	026-234-9974
放送課	026-234-9939/9993
無線通信部無線通信課	026-234-9978
防災対策推進室	026-234-9961

九州総合通信局

〒860-8795 熊本市西区春日2丁目10-1
熊本地方合同庁舎
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>
電話

情報通信部電気通信事業課	096-326-7812
情報通信連携推進課	096-326-7316
情報通信振興課	096-326-7833
放送部 放送課	096-326-7307
有線放送課	096-326-7877
無線通信部陸上課	096-326-7853
防災対策推進室	096-326-7334



北陸総合通信局

〒920-8795 金沢市広坂2丁目2-60
金沢広坂合同庁舎
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/>
電話

情報通信部電気通信事業課	076-233-4420
情報通信振興課	076-233-4431
放送課	076-233-4492/4493
無線通信部無線通信課(陸上関係)	076-233-4484
防災対策推進室	076-233-4479

沖縄総合通信事務所

〒900-8795 那覇市旭町1-9
カフーナ旭橋B街区5階
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/>
電話

情報通信課	098-865-2304
無線通信課	098-865-2306
防災対策推進室	098-865-2300

